

告 示

埼玉県告示第五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年八月二十三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル騎西店

埼玉県加須市根古屋六百四十八番地三

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

一 生活環境の保持について

- ・ 夜間のアイドリングストップ、警備、防犯体制を徹底して周辺住環境の悪化防止に努めていただきたい。

- ・ 地元の地域及び住民から苦情等が生じた場合、あるいは、今後の業務形態等に変更が生じ周辺住民の生活に支障を及ぼす恐れがある場合には、地元の区長や代表区長を通して、地元の地域及び住民に対し誠意のある適切な対応をお願いしたい。

二 縦覧期間

平成二十三年八月二十三日から平成二十三年九月二十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター